

三重県公文書管理規程の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

令和6年度の組織改正への対応のため、以下のとおり公文書管理規程を改正する。

2 改正内容

文書の発信者名【別表第2】を改正する。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）新旧対照表

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|--|--|--|
| 別表第2（第18条関係） | | 別表第2（第18条関係） | |
| その1 | | その1 | |
| 例示 | 発信者名 | 例示 | 発信者名 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。） | | 1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。） | |
| 2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。） | 部（局）長 総務部デジタル推進局長 | 2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。） | 部（局）長 総務部デジタル推進局長 |
| 3 個人又は団体の長宛てのもの | 進局長 | 3 個人又は団体の長宛てのもの | 進局長 |
| 4 部（局）長並びに総務部デジタル推進局長、地域連携・交通部スポーツ推進局長、地域連携・交通部南部地域振興局長、環境生活部環境共生局長及び県土整備部理事（以下「部（局）長等」という。）宛てのもの | 地域連携・交通部スポーツ推進局長 地域連携・交通部南部地域振興局長 環境生活部環境共生局長 県土整備部理事 | 4 部（局）長並びに総務部デジタル推進局長、地域連携・交通部スポーツ推進局長、地域連携・交通部南部地域振興局長、環境生活部環境共生局長、 <u>医療保健部理事</u> 及び県土整備部理事（以下「部（局）長等」という。）宛てのもの | 地域連携・交通部スポーツ推進局長 地域連携・交通部南部地域振興局長 環境生活部環境共生局長 <u>医療保健部理事</u> 県土整備部理事 |
| 5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの | | 5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの | |
| 6 その他部（局）長等名によることを相当とするもの | | 6 その他部（局）長等名によることを相当とするもの | |
| その2 (略) | | その2 (略) | |

【参考】三重県公文書管理規程（抜粋）

（文書の発信者名）

第 18 条 文書の発信者名は、三重県事務決裁及び委任規則（平成 14 年三重県規則第 36 号）により地域機関の長に委任されているものを除き、原則として知事名を用いなければならない。ただし、三重県公文例規程（昭和 35 年三重県訓令第 15 号）第 2 条第 4 号に規定する普通文書の発信者名は、別表第 2の例によることができる。